

第5節 規制緩和への取り組み

1. 公的規制とは

「公的規制」とは、一般に、国や地方公共団体が企業・国民の活動に対して特定の政策目的を実現するために関与・介入するものを指す。許認可等の手段による規制を典型とし、その他にも許認可等に付随して、あるいはそれとは別個に行われる行政指導や価格支持等の制度的な関与等がある。

2. 当庁所管について

当庁所管の公的規制には、金融、証券、保険分野及び業務独占資格（公認会計士）がある。金融、証券、保険分野については、金融・資本市場が国際競争力を備えた市場として再生することを目指し、フリー・フェア・グローバルの原則の下、国民により良い資産運用と資金調達の道を提供できるような大幅な制度の改革を実現する日本版「金融ビックバン」を実施してきた。

3. 公的規制見直しの現状

「金融ビックバン」で予定されていた改革については平成12年度においてほぼ全て終了したこととなるが、当庁では内外からの規制緩和要望をも踏まえ、総務省（旧総務庁）行政管理局及び規制改革委員会と連携しつつ、幅広い観点に立って逐次所管の公的規制の見直しを行ってきたところである。

また、政府が進めている規制緩和への取り組みの中心に規制緩和推進3か年計画（閣議決定）があり、平成12年度がその3か年の最終年度となっていたが、平成12年12月1日に閣議決定された行政改革大綱において、「新たな規制改革推進3か年計画」を平成12年度末までに策定することが盛り込まれた。これを受け、平成13年度を初年度とする新たな規制改革推進3か年計画が策定されたところである（13年3月30日閣議決定）。

なお、今後は、13年4月1日に内閣府に新たに設置された総合規制改革会議と連携しつつ、公的規制の更なる見直しに取り組んでいくこととなる。

4. 平成12事務年度における主な公的規制の見直し等

12.	8	証券分野において、登録対象となる外務員の範囲の拡大
	10	保険・銀行間の子会社方式、持株会社方式による相互参入の完全実施
	11	SPC法及び投信法の改正法の施行
	12	証券取引所及び金融先物取引所の株式会社化を可能とする証券取引法及び金融先物取引法の改正法の施行
13.	4	銀行等の保険窓販の導入

5. 平成12事務年度中の規制緩和に関する対外公表の状況

年・月	名 称	策定者等
(12.3)	規制緩和推進3か年計画(再改定)	閣議決定
12.7	規制改革に関する論点公開 ・規制改革委員会が、金融・法務ワーキンググループを開催し各省庁にヒアリングを実施。規制緩和に係る論点を絞り、その論点を公表。	規制改革委員会
11	規制緩和推進3か年計画(再改定)のフォローアップ結果 ・3月に閣議決定した規制緩和3か年計画(再改定)に記載されている事項について、進捗状況を公表。	総務庁行政管理局
12	規制改革についての見解 ・規制改革委員会が、金融・法務ワーキンググループを開催し各省庁にヒアリングを実施。規制緩和に係る論点についての見解を公表。	規制改革委員会
12	規制緩和白書 ・規制緩和の進展状況及びその成果・効果について取りまとめ公表。	総務庁
13.1	内外からの規制緩和要望等に対する検討状況(中間公表) ・当庁として、内外からの規制緩和要望等について、検討状況を公表。	金融庁
3	規制改革推進3か年計画 ・上述の「規制改革についての見解」及び「中間公表」等を踏まえて、平成13年度を初年度とする新たな3か年計画を策定。	閣議決定
4	内外からの規制緩和要望等に対する検討状況(中間公表)(改訂版) ・当庁として、内外からの規制緩和要望等の検討状況について、1月公表分を3月末に時点修正をかけ公表。	金融庁
4	規制緩和推進3か年計画(再改定)のフォローアップ結果 ・平成12年3月に閣議決定した規制緩和推進3か年計画(再改定)に記載されている事項について、進捗状況を公表。	総務省行政管理局